

平成 26 年 3 月

顧問先各位

岩崎・長野会計事務所

TEL:03-3711-8761

「経営者保証に関するガイドライン」が創設されました

経営者の個人保証を求める融資を受けやすくなります

平成 26 年 2 月 1 日より、「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されました。経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援するためのガイドラインです。

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

■ 経営者の個人保証のルールとして、以下のガイドラインが定められました。

- ① 法人と個人が明確に分離されている場合には、経営者の個人保証をもとめない
- ② 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際には、一定の生活費を残すことや、自宅に住み続けられることなどを検討
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は、原則として免除する

※ 資産負債の状況、業績見通しなどの経営状況の開示・説明を行うことが必要となります。

日本政策金融公庫でも経営者保証を求める融資を強化しています

■ 内容

新規借入、既存借入について、**経営者保証の免除又は猶予**を受けることができます。

■ 利率

経営者保証の免除又は猶予を受けた借入については、一定の利率が上乗せされます。
(一定の要件を満たせば、利率の上乗せが免除されます。)

詳しくは、岩崎・長野会計事務所までご相談ください。

岩崎・長野会計事務所

〒152-0004 東京都目黒区鷹番 2 丁目 21 番 11 号 プラザ鷹番 302 号

TEL:03-3711-8761